

## 第2章 環境行政の概要

### 1 環境行政の推移

昭和31年3月		鯖江市廃棄物の処理および清掃に関する条例公布
36.	1	保健課発足（衛生係・保健係）（公害関係業務は庶務課）
43.	4	ステーション方式による可燃ごみ収集開始
45.	10	鯖江市公害対策協議会発足
46.	10	日野川水系水質監視測定開始
	11	二酸化鉛法による大気汚染測定開始（いおう酸化物）
	12	鯖江市公害対策審議会条例公布
47.	2	鯖江市公害対策審議会発足
	4	騒音規制法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定告示
	4	公害関係分析測定実験室使用開始
	8	大気汚染自動監視測定局（屋形局）設置、いおう酸化物等測定開始
	9	日野川（支流を含む）を清く美しくする会発足
	10	環境課発足（公害係・環境係）
48.	3	大気汚染自動監視測定局（御幸局）設置、いおう酸化物等測定開始
	4	「鯖江市の公害対策について」鯖江市公害対策審議会から基本答申受ける
49.	6	騒音規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示
50.	4	鯖江市環境保全条例施行
	4	鯖江市環境保全対策審議会発足
	12	鯖江市環境保全条例施行規則施行
51.	4	機構改革により環境課を生活環境課と改称する（環境係・生活係）
	7	鯖江市光化学スモッグ予警報等連絡会設置要領を定める
53.	1	騒音に係る環境基準の地域の類型指定告示
	3	大気汚染自動監視測定局（屋形局）を定次町に移設し、鯖江東局として福井県大気汚染監視テレメータシステムに組み入れる
	3	振動規制法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定告示
	3	悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定告示
53.	8	トリエタノールアミンろ紙法による大気汚染測定開始（窒素酸化物）
55.	3	騒音規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示
57.	8	空き缶分別収集開始
	10	生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱施行（昭和59年度で廃止）
	10	大気汚染自動監視測定局および測定装置更新（御幸局）
58.	5	機構改革により保健課と生活環境課が統合して保健環境課と改称する（市民生活係・市民相談係・保健係・衛生係）
59.	4	あき地等の清潔保持に関する条例施行
60.	3	騒音規制法・振動規制法の規定に基づく地域の指定一部改正告示。
	3	悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正告示。

昭和 60 年 3 月		大気汚染自動監視測定装置更新。(鯖江東局)
	3	大気汚染自動監視測定用微風向風速計更新。(御幸局・鯖江東局)
62.	10	日本鉄道建設公団より「北陸新幹線環境影響評価報告書(案)」が公表される。
63.	11	浮遊粒子状物質濃度調査開始。
	11	河川底泥有害物質濃度調査開始。
平成元年	1	有機物質濃度調査開始。
	4	国立福井工業高等専門学校へ「丹南地区自然環境の化学的調査研究」委託。
	11	福井県による地下水汚染概況調査開始。
2.	3	騒音規制法・振動規制法および悪臭防止法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示、ならびに悪臭防止法の規定に基づく規制基準の設定告示。
	4	酸性雨調査開始。
	6	福井県による地下水汚染概況調査で、豊地区にて評価基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
3.	1	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定地域となる。
	6	鯖江市ごみ問題懇話会発足
4.	3	大気汚染自動監視測定局(御幸局)を福井県大気汚染監視テレメータシステムに組み入れる。
	4	本格的なごみの分別収集開始(5 大区分 1 2 分別)ダストボックス製の廃止
	4	公共用水域水質調査地点の追加(神通川、論手川、赤川、石田川)
	6	福井県による地下水汚染概況調査で、神明地区にて評価基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
5.	3	大気汚染自動監視装置更新。(御幸局)
	3	水質環境基準の一部改正(平成 5 年 4 月 1 日運用)。 環境基準健康項目 1 5 項目の追加、1 項目の削除 既設定 2 項目の基準強化 要監視項目 2 5 項目の設定
	4	鯖江市廃棄物の減量化資源化および適正処理等に関する条例公布。
	4	福井県による地下水汚染概況調査で、鯖江地区にて環境基準を超えるテトラクロロエチレンを検出。
	6	悪臭防止法の一部改正。(平成 6 年 4 月 1 日施行) 悪臭 1 0 物質の追加
	11	環境基本法制定 (平成 5 年法律第 9 1 号、平成 5 年 1 1 月 1 9 日交付・施行)
6.	2	水質汚濁防止法の一部改正(平成 6 年 2 月 1 日施行) 有害物質 1 3 項目の追加 既設定 2 項目の基準強化
	3	豊地区地下水汚染対策として、連続揚水開始。(上氏家町)
	4	悪臭防止法の一部改正。(平成 7 年 4 月 1 日施行) 排水水における規制基準の設定
	11	神明地区地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続ばっ気処理開始。

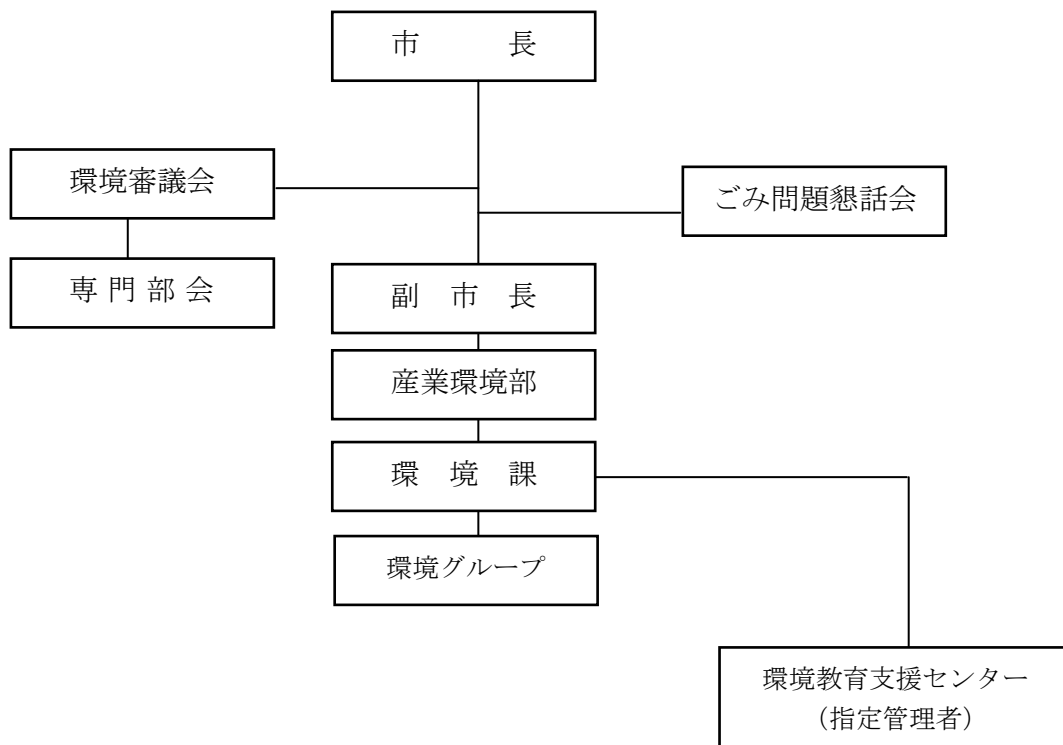
平成 7 年 2 月	鯖江地区地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続ばっ気処理開始。
3	騒音規制法・振動規制法および悪臭防止法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示、ならびに悪臭防止法の規定に基づく規制基準の設定告示。（平成 7 年 4 月 1 日施行）
4	機構改革により保健環境課を生活環境課と改称する。（衛生係・市民生活係・市民相談係）
5	福井県による地下水汚染概況調査で、横越地区にて環境基準以内のテトラクロロエチレンを検出。
10	鯖江市による地下水汚染概況調査で、立待地区にて環境基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
8.	3 福井県公害防止条例の全面改正（平成 9 年 3 月 2 0 日施行）
5	大気汚染防止法の一部改正（平成 9 年 4 月 1 日施行） 有害大気汚染物質対策 建築物の解体現場等からのアスベストの飛散防止 事故時の措置について内容を充実 自動車排ガス規制の対象を拡大
6	鯖江市による概況調査で、熊田地区において環境基準以内の 1, 2-ジクロロエタン、片上地区において環境基準以内の 1, 1, 1-トリクロロエタンを検出。
6	福井県による地下水汚染概況調査で、立待地区、河和田地区において環境基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
6	水質汚濁防止法の一部改正（平成 9 年 4 月 1 日施行） 地下水の水質の浄化に係る命令等 油に係る事故時の措置について
9.	2 福井県公害防止条例施行規則の全面改正（平成 9 年 3 月 2 0 日施行）
4	分別収集品目追加（5 大区分 1 5 分別）ペットボトル等を追加。
5	福井県による地下水汚染概況調査で、中河地区にて環境基準以内のトリクロロエチレンを検出。
8	水質試験室設置（GC-MS）
10	鯖江市環境基本条例・鯖江市環境審議会設置条例 施行
10	鯖江市による地下水汚染概況調査で、尾花地区にて環境基準以内のトリクロロエチレンを検出。
11	市内生ごみリサイクル検討委員会設立
10.	3 大気自動監視測定御幸局移設（御幸第 1 公園へ）
7	低公害車導入（ハイブリッド車）
8	低公害車体験試乗事業の開始
11.	2 水質汚濁にかかる環境基準健康項目 3 項目の追加
3	大気汚染自動監視装置更新。（鯖江東局）
3	立待地区地下水汚染対策として、連続揚水開始（杉本町、糺町）
4	機構改革により環境課と改称する（衛生グループ、地球環境グループ）

平成 11 年 10 月	鯖江市役所 I S O 1 4 0 0 1 認証取得
12	生ごみ堆肥化モデル事業開始
12	河和田地区（上河内町）地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続 ばっ気処理開始
12.	3 鯖江市環境基本計画策定
3	水質試験室移転
4	I S O 推進室発足
4	「わが家の環境 I S O」認証制度創設
4	環境 I S O ネットワーク設立
6	環境まちづくり委員会の設立
6	環境 N P O ・ こどもエコクラブ活動補助制度創設
10	廃食用油車両燃料化事業開始（平成 1 4 年度で廃止）
12	地球温暖化防止活動実行部門環境庁長官表彰受賞
13.	2 環境会計導入事業所支援補助制度創設（平成 1 6 年度で廃止）
3	立待地区地下水汚染対策として、連続揚水開始（杉本町、糺町）
4	家電リサイクル法施行に伴う分別収集品目追加（6 大区分 1 6 分別）
4	住宅用太陽光発電設備導入補助制度創設
6	買い物袋持参運動モデル事業実施
7	水質汚濁防止法の有害物に 3 物質追加
10	環境市民大学、環境リーダー養成講座等の事業開始
12	鯖江市環境保全条例を改正し、鯖江市環境市民条例・公害防止条例制定
12	鯖江市環境会計公表
14.	3 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画策定
3	鯖江市地域新エネルギービジョン策定
3	筋生田町地下水汚染対策として、連続揚水開始
4	鯖江市環境市民条例・鯖江市公害防止条例施行
11	アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体環境大臣表彰受賞
15.	1 「エコレーション S A B A E」制度創設
1	公害防止協定締結工場とのあいだに、新たに環境保全協定締結
2	「土壌汚染対策法」施行
3	環境報告書（「鯖江市の環境」改訂）作成
10	分別収集品目追加（6 大区分 1 8 分別） その他プラスチック製容器包装、蛍光灯の追加
12	機構改革により I S O 推進室が環境課へ統合（I S O グループ・環境衛生グループ）
12	機構改革により環境課環境政策室設置
16.	3 鯖江市バイオマス利用調査委員会 調査結果報告
11	機構改革により環境政策室が環境課へ統合（環境政策グループ・環境保全グループ・ 循環型社会推進グループ）
17.	4 鯖江市環境教育支援センター開設

平成 17 年 7 月	環境体験学習事業、環境井戸端会議事業開始
8	親子地球環境塾事業、企業と市民の地球環境大作戦事業開始
10	きらめきビオトープ整備開始（支援センター隣接の空農地利用）
11	環境教育支援センターにて青年層を対象とした「エコメイト」を結成
18. 3	環境教育支援センターにて学校区単位の環境体験学習講座の受入開始
8	環境まちづくり委員会 第 3 期メンバーが始動
11	大気汚染自動測定局（御幸局）の機器更新
19. 4	可燃ごみの指定袋制完全実施（指定袋と従来袋との併用期間 平成 1 8 年 1 0 月～平成 1 9 年 3 月末まで）
4	「環境デザイン大賞（H12.6 創設）」の名称を「環境まちづくり大賞」に変更
6	鯖江市公害防止条例施行規則を一部改正（亜鉛含有量の排水基準強化）
20. 2	「桃源清水」と「三場坂清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正（平成 22 年 4 月施行）
4	太陽熱利用温水器設置補助制度創設
4	環境教育支援センターの指定管理者制度導入
21. 4	金谷川と河和田川の流域の一部を環境保全区域に指定
4	住宅用太陽光発電システム設置補助制度創設
4	土壌汚染対策法の一部改正（平成 22 年 4 月 施行）
22. 1	大気汚染自動測定局（鯖江東局）の機器更新
3	鯖江市環境基本計画（改訂版）策定（平成 22 年 4 月運用）
8	「榎清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
9	鯖江市環境市民条例の一部改正（平成 22 年 12 月施行）
9	鯖江市環境市民条例施行規則の一部改正（平成 22 年 12 月施行）
23. 8	地域主権戦略大綱に基づく第 2 次一括法の施行により、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が一部改正（平成 24 年 4 月施行）
23. 12	紙類資源物リサイクル推進事業奨励金制度創設
24. 3	鯖江市地球温暖化対策地域推進計画を策定 さばえ E C O オフィスプラン～鯖江市役所地球温暖化対策実行計画～を策定
24. 8	「許佐羅江清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
25. 1	環境課の公用車として EV 車（電気自動車）および急速充電器を導入
25. 3	大気汚染自動測定局（神明局）で、微小粒子状物質（PM2.5）の観測を開始
4	事業系可燃ごみ指定袋制度完全実施（家庭系指定袋との併用期間 平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月末まで）
25. 8	使用済小型家電の拠点回収を開始
25. 9	「刀那清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
26. 3	道路灯・防犯灯、公園灯、施設灯などに LED 照明（1,150 灯）導入
27. 3	鯖江市一般廃棄物処理基本計画策定
27. 3	鯖江市環境基本計画の改定

## 2 環境行政機構

### (1) 機構図 (H27.4.1 現在)



### (2) 環境課

事務分掌

環境グループ

- ア 環境審議会に関すること
- イ 環境法令に関すること
- ウ 環境保全協定に関すること
- エ 環境保全対策の調査研究、他の機関との連絡調整に関すること
- オ 公害法令に基づく届出の処理に関すること
- カ 公害苦情の処理に関すること
- キ 公害発生源の立入調査、指導に関すること
- ク 公害の監視測定に関すること
- ケ 省資源、省エネ・新エネルギーに関すること
- コ 空地等の清潔保持に関すること
- サ 自然保護に関すること
- シ 環境基本計画の推進に関すること
- ス ごみ問題懇話会に関すること
- セ 鯖江広域衛生施設組合に関すること
- ソ 廃棄物の収集、管理および改善に関すること
- タ リサイクルの運動および処理に関すること
- チ 生活環境整備に関すること
- ツ し尿処理に関すること
- テ 環境パトロールに関すること

- ト 道路および河川の環境清潔保持に関すること
- ナ 環境教育に関すること
- ニ 環境保全活動の支援に関すること
- ヌ 畜犬の登録および狂犬病予防等に関すること
- ネ 墓地および埋葬に関すること
- ノ 日野川（支流を含む）を清く美しくする会に関すること

### (3) 鯖江市環境審議会

本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鯖江市環境審議会設置条例に基づき、平成9年10月より設置されている。前身は鯖江市公害対策協議会、鯖江市公害対策審議会、鯖江市環境保全対策審議会である。平成26年度の鯖江市環境審議会は、22名の方に委員を委嘱しており、開催状況は、次のとおりである。

表 2-1-2-1 審議会の開催状況

開催日	区分	審議内容等
平成26年5月28日	全体会	・委嘱状交付 ・環境監視測定結果について
平成26年10月17日	全体会	・鯖江市環境市民条例の一部改正について
平成26年12月25日	専門部会	・環境保全協定の一部改定について
平成27年1月16日	全体会	・環境保全協定の一部改定について
平成27年2月13日	全体会	・鯖江市環境基本計画の一部改定について（諮問）

### (4) 鯖江市ごみ問題懇話会

本市におけるごみの減量化および資源化を図るため、平成3年6月に設置した。市民・事業者・学校教育・学識経験者の代表20人の委員で構成されている。平成26年度における開催状況は、次のとおりである。

表 2-1-2-2 懇話会の開催状況

開催日	審議内容等
平成26年7月22日	・ごみの現状について ・ごみ処理基本計画の策定について
平成26年8月21日	・ごみ処理基本計画(原案)について
平成26年9月24日	・鯖江市一般廃棄物処理基本計画(素案)について
平成26年10月27日	・鯖江市一般廃棄物処理基本計画(案)について
平成27年2月19日	・鯖江市一般廃棄物処理計画策定について ・平成27年度鯖江市一般廃棄物処理実施計画(案)について

## (5) 環境教育支援センター（エコネットさばえ）

環境学習を総合的に推進していくための活動拠点、また、環境に関する情報収集発信の拠点施設として、平成17年4月26日に環境教育支援センターがオープンした。

施設は地上2階地下1階建てで、地下1階には駐車場および倉庫、1階には情報コーナー、会議室および事務室、2階には体験学習室、ギャラリーおよび会議スペースを備えている。

施設の特徴は、自然の風を利用したハイブリッド空調、自然光を利用したライトシェルフ照明機能、太陽光発電等が設置され、環境に配慮した構造になっている。

なお、平成20年4月よりNPO法人エコプラザさばえを指定管理者として、センターの管理運営、市や市民団体と協働で環境教育、啓発事業をおこなっている。この制度移行により、多くの方々の創意工夫と、市民参加と交流でより一層の成果をあげている。

- ・休館日 毎週水曜日、国民の祝日、年末年始
- ・開館時間 午前8時30分～午後10時
- ・貸室 会議室および体験学習室

H26 来館者数	14,970人	開館日数	294日
太陽光発電量	893kW	利用団体数	延べ466団体